

CBD 市民ネット/作業部会設立運営ルール

(定義)

- 一. 作業部会は、生物多様性条約市民ネットワーク（以下本ネット）の会員が自主的に組織し、個別の案件に関する本ネットの主張の形成や、各種事業の実施のために設立される。

(作業部会の種類)

- 二. 作業部会の種類は以下の3種類とする。
 - (1) テーマ別作業部会 CBD-COP10/MOP5 に対応するテーマ別の作業部会
 - (2) 地域別作業部会 それぞれの地域の生物多様性問題に取り組む作業部会
 - (3) タスク別作業部会 翻訳、広報などの各種事業を実施する作業部会

(設立・解散)

- 三. 作業部会を設立しようとする会員は、名称、趣意書、賛同者名簿（会員3名以上）、構成員リスト及び役職者を運営委員会に提出し、その承認を得なくてはならない。
 - 2 運営委員会は、作業部会設立に関する書類が提出された時は、14日以内に、設立の可否を決定し、設立が許可された場合は、会員に通知しなくてはならない。
 - 3 運営委員会は、作業部会の目的が達成された時、あるいは、その活動が本ネットの趣旨から著しくかけ離れた時、部会長との協議の上、作業部会の解散を決定し、会員に通知する。当該解散の決定は、会則12条の規定に関わらず、運営委員会の2/3の議決をもって行う。

(役職者)

- 四. 作業部会には、部会長、会計、その他必要な担当をおくものとする。
 - 2 部会長、または、副部会長は、運営委員が務めるものとする。
 - 3 部会長・副部会長・会計などの役職者は会員が務めることとする。
 - 4 部会長等の担当は、部会内部で民主的な方法により選任する。

(参加資格等)

- 五. 作業部会の構成員は会員（団体会員の構成員、もしくは個人サポーター会員）とする。
 - 2 ただし、部会長は、専門的知見を有する者のアドバイザー参加を認めることができる。

(会計等)

- 六. 部会長は、部会の活動計画及び収支予算計画を運営委員会に、部会設立後1ヶ月以内に提出するものとする。

- 2 部会の収入は、本ネット一般会計からの補助金、部会独自の助成金・協賛金および部会構成員から徴収した部会費等による。
- 3 本ネット一般会計からの補助金を必要とする場合は、必要とする補助金の金額及び内訳を共同代表に対して申請する。当該申請の承認は、会則 12 条の規定に関わらず、運営委員会の 2 / 3 の議決をもって行う。

(報告等)

- 七. 部会長は、作業部会の活動について、運営委員会の求めに応じ、報告しなければならない。
- 2 運営委員会は、作業部会の活動報告、会計報告を総会にて行い、出席者の承認を得なければならない。また、部会長は、報告資料を総会に先立って開催される運営委員会に提出しなければならない。
- 3 作業部会が、本ネットの名称を使用して、対外的に意見を述べる時、および、本ネットが、作業部会の意見を公式意見とする場合は、運営委員会の承認を要する。

付則

本ルールは 2009 年 3 月 5 日より施行するものとする。

制定日 2009 年 3 月 5 日

改訂日 2009 年一月一日

以上